⑵　提案について
　ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ゲート設備の品質確保の工夫とその効果」及び「ゲート設備の維持管理を容易にさせるための工夫とその効果」についての評価の配点はそれぞれ40：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
　ⓑは第１号３⑵ⓑに同じ。
⑶、⑷は第１号３⑶、⑷に同じ。
４　入札手続等
⑴から⑷は第１号４⑴から⑷に同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
　ⓐからⓒは第１号４⑸ⓐからⓒに同じ。
　ⓓ　開札は、令和２年12月17日午後３時00分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５　その他
⑴から⑮は第１号５⑴から⑮に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the flood discharge gate equipment of Asuwa River Dam

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年８月21日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　溝口　宏樹
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　市田川排水機場ポンプ設備新設工事　（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　和歌山県新宮市あけぼの地先
⑷　工事内容　排水ポンプ設備　製作・据付３台、主原動機　製作・据付　３台、系統機器設備　製作・据付　１式、操作制御設備製作・据付　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　主ポンプ設備（9.4㎥／ｓ）　３台、主原動機・減速機３台、系統機器設備　１式、操作制御設備１式
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　総価契約単価合意方式の適用
１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
２）本方式の実施方式としては、
イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。
　ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⑽　本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休２日化を促進する対象工事（発注者指定型）である。
⑾　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。
⑿　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成17年度以降に元請として製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
　ただし、㋐及び㋑の施工実績は同一工事の施工実績であること。
　また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。
　ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。
㋐　立軸斜流型の揚排水ポンプ設備の新設工事
㋑　主たる主ポンプ設備を製作し、現地でそれを据付（試運転調整を含む）した工事
　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成17年度以降に元請として製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成17年度以降に元請として製作及び据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋒の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋒　揚排水ポンプ設備の新設工事
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。